

平成 23 年 5 月 25 日

## 我が国の IFRS 対応に関する要望

頭記の件、東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故という国家的危機の中で、下記に示す企業、団体の合意により「要望書」として取り纏めたものであります。日本としての IFRS の対応に関し、何卒、ご高配のほどお願い申し上げます。

(賛同企業・団体・発起人)

新日本製鐵 株式会社  
代表取締役 副社長 谷口 進一

J F Eホールディングス 株式会社  
監査役 山崎 敏邦

住友金属工業 株式会社  
取締役 専務執行役員 瀧井 道治

トヨタ自動車 株式会社  
専務取締役 伊地知 隆彦

パナソニック 株式会社  
常務取締役 上野山 実

株式会社 日立製作所  
執行役専務 中村 豊明

株式会社 東芝  
取締役 代表執行役副社長 村岡 富美雄

三菱電機 株式会社  
常任顧問 佐藤 行弘

三菱重工業 株式会社  
代表取締役 常務執行役員 河本 雄二郎

株式会社 IHI  
取締役 執行役員財務部長 寺井 一郎

キヤノン 株式会社  
代表取締役 副社長 田中 稔三

旭化成 株式会社  
取締役 兼 専務執行役員 藤原 孝二

株式会社 三菱ケミカルホールディングス  
代表取締役 専務執行役員 吉村 章太郎

三菱UFJリース 株式会社  
代表取締役 会長 小幡 尚孝

三菱地所 株式会社  
執行役員 大草 透

JXホールディングス 株式会社  
取締役 副社長執行役員 平井 茂雄

株式会社 ニコン  
取締役 寺東 一郎

株式会社 セブン&アイ・ホールディングス  
執行役員 清水 明彦

株式会社 リコー  
執行役員 皆川 邦仁

東海ゴム工業 株式会社  
代表取締役 社長 西村 義明

愛知産業 株式会社  
監査役 木村 拙二

日本商工会議所  
常務理事 宮城 勉

## 我が国の IFRS 対応に関する要望

会計の国際化を巡る議論については、継続的に行われているコンバージェンス作業が加速化していることに加え、2009年6月30日に金融庁・企業会計審議会から「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」(以下、「金融庁企業会計審議会中間報告」と称する。)が公表され、コンバージェンスの継続・加速化の方針が示されるとともに、2010年3月期からのIFRS任意適用が開始され、上場企業の連結財務諸表を対象にIFRSの強制適用の是非について2012年を目途に判断することとされているところである。また、この方針は、2010年12月24日に政府・金融庁から発表された「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(最終版)」においても政府の方針として確認されている。

我々は国際社会との接点なしには活動はできず、資金調達もグローバルに行われており、会計基準の国際化の必要性については疑う余地は無い。一方、現在及び今後のIFRSの検討項目を見ると、欧米等先進国のみならず中国やインド等の新興国の台頭で国際競争が一層厳しくなっている環境下で、我々が日本に立地を続け、雇用を抱えていく上で大きな足かせとなりかねないものも含まれている。

また、国際情勢を見てみると、米国、インド、中国をはじめとして、諸外国の対応は以前ほど積極的ではなく、明らかに後退している。加えて、日本の会計基準のコンバージェンスが進み、重要な差異が概ね解消され、欧州から同等とみなされていること、国際的な資金調達を真に必要とする企業には任意適用の道が開かれている。このような国際情勢の変化、これまで我が国が取ってきた対応を踏まえ、新たな国際戦略構築が急務である。

このように我々の国内における活動の継続に対する懸念、国際情勢の変更にも拘わらず、積極的なコンバージェンスを続けつつ、また、上場企業の全てにIFRSを適用する可能性を模索するという「野心的」とも言うべき目標は掲げ続けられたままである。税や配当との関わり等から我が国固有の単体基準のあり方の議論は開始されているが、上場企業のどこまで、どのタイミングまでにIFRSを適用するか議論が開始されていないため、制度の全体像は未だ見えない。

さらに、米国は最終対応案を提案するに際し最短の適用期限についての延長を行っているにも拘わらず、日本においては、米国基準の利用停止を早々に決定したことに加え、早ければ2015年から強制適用という企業会計審議会中間報告の想定期限が一人歩きしてしまっている。

遑りの対応が求められることもあって、強制適用という方針が決定されていないにも拘わらず、企業側が莫大な負担をもってなし崩し的な対応を迫られるという異常ともいえるべき事態が発生しており、我々産業界は大きな不安を抱えている。

さらに、本年3月に発生した東日本大震災は上記のような産業界全体としての不安感の増大にさらに拍車をかけている。今の日本経済、産業界には不急不要のコストを払う余裕は全くない。雇用の維持や事業の早期復旧等なすべきことが多々ある中で、事業環境のあり方についても丁寧なプライオリティづけを行うべきである。莫大なコストと事務負担が発生するIFRSへの対応は真に高いプライオリティなのか、また、復興過程における景気循環が想定される中、中長期を見据えて、景気同調性が高く

収益の変動がより起こりやすい IFRS の導入が真に日本の経済、産業の復興に資するかをきちんと検証することが必要である。

このような状況を踏まえ、関係各位におかれては、以下の事項について適切に対応して頂くよう、強く要望するものである。

- ①【上場企業の連結財務諸表への IFRS の適用の是非を含めた制度設計の全体像について、国際情勢の分析・共有を踏まえて、早急に議論を開始すること。】
- ②【全体の制度設計の結論を出すのに時間を要する場合には、産業界に不要な準備コストが発生しないよう、十分な準備期間(例えば5年)、猶予措置を設ける(米国基準による開示の引き続きの容認)こと等が必要。】

### 【要望の詳細】

- ①【上場企業の連結財務諸表への IFRS の適用の是非を含めた制度設計の全体像について、国際情勢の分析・共有を踏まえて、早急に議論を開始すること。】

金融庁企業会計審議会中間報告において、「IFRS の適用までには、IFRS の内容の検証の必要性、基準設定プロセスへの積極的関与の確保、作成者、監査人、投資者、当局等の準備の問題、米国の将来の不透明さなど、様々な越えるべき課題が存在する。これらの課題に対して、引き続き、関係者が協力して、適時適切に対応していく必要がある。」とされているが議論は未だ開始されていない。我が国経済の成長、産業の国際競争力の強化にいかに関わるかについての国家戦略としての検証が必要なこと、関係する制度が広範であること、関係する政府等機関、利害関係者が多岐にわたることを考えると、2012 年にかけて十分な議論を行い、適切な判断をするためにも、上場企業の連結財務諸表への IFRS の適用の是非を含めた制度設計の全体像(任意適用 or 強制適用、強制適用の場合の対象となる上場会社の適用範囲、連結の日本基準の在り方、国内制度と密接な関係がある単体の日本基準の在り方等)について、早急に議論を開始する必要がある。

また、当該議論をするためには、IFRS の任意適用が既に開始されており、短期コンバージェンスが達成されていること等により、我が国に対するコンバージェンスの要請が低下している状況を踏まえることが必要である。さらに、国際情勢の分析・共有は欠かすことが出来ない。

米国では、コンドースメント・アプローチなど、米国会計基準と IFRS のコンバージェンスは十分に時間をかけて行おうべき等の多様な見方が出てきている。

インドでは、IFRS の導入が企業や国内経済に与える影響を考慮し、IFRS の全面的なアドプションではなく、農業会計、企業結合会計・金融商品会計・収益認識の一部等を除いたコンバージェンスを行うという選択をし、導入のタイミングについても 2011 年 4 月であるべきかどうかの議論が続けられているなど、情勢が流動的に変化している。

中国は、IFRS の全面的なアドプションではなく、関連当事者開示、公正価値会計、減損会計など、企業負担を増大させるもの、あるいは中国には適合しない会計基準を除いてコンバージェンスを行い、IFRS に対して国益に結びつく対応を模索している。

カナダでは、2011年より上場会社のIFRSへのアドプションを発表していたが、実際には米国SECに上場するカナダ企業には米国基準を容認している。

上記のような米国、インド等諸外国のIFRSへの対応状況の我が国への影響を踏まえ、国際情勢の分析をしっかりと行い、国際情勢の多元的な解釈で混乱が起きないように、作成者、監査人、投資者を含めた関係者に当該情報を共有し、情報の非対称性が解消された下で議論を行うことが必要である。

②【全体の制度設計の結論を出すのに時間を要する場合には、産業界に不要な準備コストが発生しないよう、十分な準備期間(例えば5年)、猶予措置(米国基準による開示の引き続きの容認)を設けること等が必要。】

金融庁企業会計審議会中間報告において、「我が国においてもIFRSを一定範囲の我が国企業に強制適用するとした場合の道筋を具体的に示し、前広に対応することが望ましい。」とされている。また、強制適用の是非について、2012年を目途に判断する際に、2015年又は2016年という具体的な適用開始時期の想定が明記されている。

IFRSに基づく開示は当期のIFRS財務諸表と前期のIFRS財務諸表、加えて前期の期首財政状態計算書が必要となる。3月決算企業の場合、仮に2015年3月期から強制適用することが決定された場合、遡って2013年3月期末からIFRSによる財務諸表作成が必要となり、仮に2012年に強制適用するものと判断した場合には、1年あまりしか準備期間がないことになる。

しかしながら、上場企業の連結財務諸表に対するIFRSの適用の是非を含めた制度設計の全体像については議論が開始されておらず、また、特に米国の情勢が明らかになるのを待っての慎重な判断が必要とされる場合には、全体の制度設計の結論を出すまでに時間がかかることになる。2015年という想定適用期限が一人歩きしている現在、多くの企業がこの期限に合わせるためのなし崩し的な対応を始めており、大きな負担となりつつある。2012年に判断するとされている強制適用範囲や適用時期等の内容によっては、このような企業のIFRS導入準備のためのコストや労力が全くの無駄となりかねない。時間の経過の不利益を規制を受ける企業側が負うのは余りに酷である。

このため、判断の時点から適用開始までの十分な準備期間(米国が準備期間を4年に延長したこと、また、2015年という年限はMOUが2011年6月までに完成することを前提にしていたと考えられるもののMOUの完成が遅れていること等を踏まえて、5年とするのが一案)や、米国式連結財務諸表を提出している企業に対して十分な猶予措置(米国基準による開示の引き続きの容認)が確保されることが必要である。

また、具体的手続としては、IFRSの適用範囲について、少なくとも、2015年に上場企業一斉の強制適用がないということを早急にアナウンスした上で、金融庁企業会計審議会中間報告を修正するという明確な対応をお願いしたい。

以上

(参考)各業界の意見については、別紙「IFRS対応に関する各業界の意見について」参照のこと。

## IFRS 対応に関する各業界の意見について

## 2010年3月：企業財務委員会で述べられたトヨタ自動車からの意見

- 確定決算主義を採用している日本において、IFRS と税法との調整が明確になっていないときに、単体に IFRS を適用するのは時期尚早。課税の予測可能性・公平性の観点からも課税ベースの基礎となる会計基準の設定主体が海外に存在することについては議論が必要。
- IFRS が企業、特に製造業の視点において成長に資するものであるのか議論が必要。IFRS はコストを把握した上での販売価格への反映や原価改善を行うという目的に適していない。
- IFRS は意思決定した事項とその結果としての財務数値の因果関係がわかりにくい。財務数値は各ステークホルダーが利用するものであり、わかりやすさが重要。
- 海外の規範を盲目的に受け入れてしまうことはせず、我が国の経済界が一致団結して IFRS をより良い会計基準にしていく努力が必要。

◇第18回企業財務委員会(2010年3月25日)においてトヨタ自動車伊地知委員(トヨタ自動車専務)が発表。

## 2010年4月：企業財務委員会中間報告書公表

- 会計制度は日本の国益や成長戦略に関わる政策であり、企業の事業基盤や国際競争力を支える制度インフラとしての側面を持つ。
- 我が国の会計制度がグローバルスタンダードから孤立することなく、IFRS とのコンバージェンス及び強制適用に伴う、企業や実体経済への影響を踏まえた国内制度のグランドデザインの構築が急務である。
- 上場の単体については、基軸となる会計思想の整理や連結先行の明確化及び連結と単体を一旦分離した「連単分離」の議論が必要であり、会計基準設定主体を始めとする幅広い利害関係者が一体となった国内制度の検討の場が設定されることを求める。

◇会計制度に係る検討が技術論に陥ることなく、経営の視点から我が国実体経済に及ぼす影響について製造業を中心とした経営幹部レベル(主に CFO)において議論するために開催された。

## 2010年7月：企業財務委員会(第19回)における議論

以下の4つの論点について検討することが必要との結論となり、

- ① 金融商品取引法における単体開示の廃止を含めたあり方
- ② IFRS の単体財務諸表への選択適用(日本基準が原則)
- ③ 上場企業における強制適用の範囲
- ④ コンバージェンスのあり方

とりわけ下記の検討が重要との結論となった。

- IFRS を導入する場合でも、すべての企業に強制する必要があるのか、諸外国の適用状況を踏まえながら任意適用を含めた適用範囲の検討を行う必要がある。
- 上場企業の一部のアドプションで国際的な要請が満たされるのであれば、それ以外の企業については引き続き日本基準を適用し、諸外国の対応等も踏まえ、機械的な統一化作業ではなく、日本からの積極的な意見発信を行うとともに経営の有用性の観点から必要なもののみを取り入れるというやり方も検討されるべきではないか。

## 2010年9月：鉄鋼業界においてポジションペーパー取りまとめ

(未公表であるが、「単体財務諸表に関する検討会議」における新日鐵谷口副社長の発言に端緒が表れている。)

- 資源が乏しい日本が熾烈な国際競争に打ち勝っていくためには、これまで同様製造業の強化が必要であり、日本の会計基準は、税法・会社法との親和性を保ちつつ、国際競争力を支える制度インフラとして発展してきており、引き続き、日本の成長戦略を支える会計制度のあり方について、中・長期的視点に基づく検討が必要。
- 単独にIFRSを導入することは、特に製造業における原価計算に大きく影響し、結果として企業経営・経営管理上のコスト増をもたらしかねず、加えて、税法・会社法との親和性を保ちつつ効率的なインフラとして持続的な成長を支えてきた日本の会計制度の変革につながり多大なコスト負担が生じることとなる。従って、こうした負の影響を除外しIFRS導入の効用の最大化を図るため、連単分離し、連結にはIFRSを導入するとしても単独は日本基準を原則適用(継続)し、IFRS適用を望む企業には任意適用の容認が必要。
- 連結へのIFRS強制適用の是非を決定するに当たり、国際的な資金調達ニーズの観点から数百社程度にしかニーズはないと考えられることから、その適用範囲は限定していくことが必要(独・仏等の外国の事例あり)。
- IFRS強制適用対象外の企業が適用する日本基準(連単)については、引き続き日本の経営実務や実態に即した内容とすべき。また、IASBに対して日本の実態を踏まえた意見発信を継続していくことが必要。
- 単体開示を会社法ベースに一本化する等の簡素化を推進し、日本企業にとって過度の負担とならないような制度面での整備が必要。

## 2010年11月：電子情報技術産業協会(JEITA)・日本電機工業会(JEMA)においてポジションペーパーを提出

- 資源が乏しい日本が熾烈な国際競争に打ち勝っていくためには、これまで同様に製造業の強化が必要であり、日本の会計基準は、保守主義の思想を基に、税法・会社法との親和性を保ちつつ、国際競争力を支える制度インフラとして発展してきており、引き続き、日本の成長戦略を支える会計制度のあり方について中・長期的視点に立脚し、関連省庁・団体・委員会等の連携のもとに検討することが必要。
- 単体にIFRSの考え方を導入することは、日本企業、とりわけ製造業における原価計算にも大きく影響し、コスト形成、価格形成にも影響を及ぼすことが懸念され競争力の低下に繋がりがかねない。従って、会計基準の変更による企業経営に与える負の影響を除外するために、連単分離し、連結にはIFRSを導入するとしても、単体は、これまで日本企業の持続的な成長を支えてきたインフラとしての日本基準を原則適用(継続)し、IFRS適用を望む企業には任意適用の容認が必要。
- 連単分離を検討する際には、金商法、会社法、税法との関連を含めて、目的別に方向付けすることが課題。特に、金商法上の上場企業の開示については、連結のみとすることを要望(米国然り)
- 単体については、産業界の視点を考慮した形で、企業や実体経済に与える影響を十分に踏まえた議論が必要。

◇JEITA・JEMAにおいて共同で、2010年11月にポジションペーパーを取りまとめ。金融庁・経産省・経団連・ASBJ宛で提出。

## 2011年2月：国会議員向けの説明会を実施

- 広く国会議員レベルでもIFRSに関する問題点を共有し勉強することが今後の会計制度を検討する上で有用であるということから、東京財団主催で国会議員をオーディエンスとした勉強会を2011年2月に開催。産業界の経営者(三菱電機佐藤常任顧問、新日鐵谷口副社長、東芝村岡副社長、三菱UFJリース平田副会長等)も出席され、経営者の視点から日本のIFRS対応等について評価頂いたとのこと。
- その他、民主党財政金融部門会議のメンバー、成長戦略PTのメンバー等の政治家に政治レベルでの会計制度の議論を促すべく働きかけを行っているとのこと。

■ 東京財団の主張概要

- ① 現在の上場企業強制適用の決定スケジュールを直ちに白紙に戻すべき。米国基準の国内企業への適用終了期限(2016年3月期まで)も撤廃すべき。
- ② IFRSの強制適用は不要。IFRSの会計基準としての品質には理論・実務両面から問題があり、経営、投資家のためにもならない。
- ③ 米国などの大国がIFRSの問題点への認識を深め、導入への慎重姿勢へ転換する中、日本だけが突出して強制適用を急ぐ必要はない。  
→ 企業の自由意志による選択適用とすべき(仮にIFRSが有用な基準であれば自然に採用企業は増え、そうでなければ増えず、それで不都合はない)。これまでも、米国基準と日本基準の選択適用だったが、混乱は起こっていない。

◇2011年12月に政策研究プロジェクト「会社の本質と資本主義の変質」における研究成果として「日本のIFRS(国際財務報告基準)対応に関する提言」を公表。

2011年3月:リース事業協会において「リース会計に関する論点の整理」に対するコメントの中で意見公表

- わが国リース会計基準は、2007年3月の改訂により、既に現行のIAS17とコンバージェンスしており、その意味ではIFRSとの同等性評価も問題はない。仮に、同等性をも考慮し、新リース会計基準とのコンバージェンスを検討するのであれば、その対象を上場会社の連結財務諸表に係る会計基準に限定したうえで、議論を進めるべきである。
- 「リース会計に関する調査結果報告」によれば、連結財務諸表と個別財務諸表を分離し、連結財務諸表については強制適用またはコンバージェンスを受け入れるものの、個別財務諸表については現行のリース会計基準を適用し改訂する必要はないとの考え方を示している。

2011年3月:社団法人不動産協会「リース会計に関する論点の整理」に対する意見書の骨子

- 不動産に関しては、貸手・借手を問わず、また貸手に関し「公正価値モデル」か「原価モデル」かを問わず、IASB「リース会計基準(公開草案)」も適用除外を求める。(現行の賃貸借処理の維持)  
(理由)
  - ▶ 不動産の賃貸借は購入や金融の代替手段ではなく、不動産は金融商品とは異なる性質の財である。
  - ▶ 収益認識パターンが、契約当初に最大、以後漸減するパターンとなり、キャッシュフローとの乖離が大きく、不動産賃貸借の実態を忠実に表さない。
  - ▶ 「リース期間」「賃料(売上歩合賃料を含む)」に関する、将来に関する期待値手法による見積りは、「比較可能性」「恣意性排除」「会計処理の安定性」の観点から問題である。
- (上記の通り、不動産に関し適用除外を求めるが)仮に適用になる場合は、次の点を要望する。
  - ▶ 「リース期間」は、「明白かつ確実」なもの、例えば「解約禁止期間」に限定すべきである。
  - ▶ 「変動リース料(歩合賃料)」に関しては、発生時期及び金額が確定した時点で、賃貸借処理すべきである。

以上